

(別紙)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（抜粋）

（代執行）

第十三条 前条第一項に規定する場合において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、環境大臣又は都道府県知事は、自らその処分等措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該処分等措置を講ずべき旨及びその期限までに当該処分等措置を講じないときは、自ら当該処分等措置を講じ、当該処分等措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

- 一 前条第一項の規定により処分等措置を講ずべきことを命ぜられた保管事業者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- 二 前条第一項の規定により処分等措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき。
- 三 緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合において、前条第一項の規定により当該処分等措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（抜粋）

保管事業者の破産、死去、相続等に起因して、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を期限内に処分する法的な義務を有する保管事業者が不明確になり、都道府県市の関係事業者に対する指導に支障が生じ、処理が滞っている事案が存在する。こうした事案に対しては、計画的処理完了期限を達成するため 必要な場合には、都道府県市は、特別措置法第 13 条の規定に基づき行政代執行を行うこととする。

埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（抜粋）

保管事業者の破産、死去、相続等に起因して、高濃度 P C B 廃棄物を期限内に処分することが困難となった事案については、計画的処理完了期限を確実に達成するため、必要な場合には特別措置法第 13 条の規定に基づき行政代執行を行う。